

## 平成26年度介護保険事業所等の介護職員処遇改善加算の状況について

平成28年3月15日  
地域福祉課

平成26年度における介護保険事業所・施設の介護職員処遇改善加算について事業所から提出された実績報告書を取りまとめた結果、県内の賃金改善状況は次のとおりです。

## 1 介護職員処遇改善加算の概要

## (1) 目的

介護職員処遇改善加算は平成21年度から平成23年度まで実施された「介護職員処遇改善交付金」による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度の介護報酬改定により創設され、介護職員の賃金改善に充てることを目的としている。

## (2) 算定方法

平成26年度介護職員処遇改善加算は、事業者から各指定権者（県及び各市町）への届出に基づき、平成26年4月から平成27年3月までに提供された介護サービスの報酬に上乗せして支給した。算定した事業者は、賃金改善状況等を年度毎に各指定権者に実績報告することになっている。

## 2 広島県の介護職員処遇改善交付金及び加算の実績等

## (1) 交付金申請（加算算定）事業所等

区分	年度	対象事業所数	申請（算定）事業所数	申請（算定）率
交付金	H21	2,497	2,156	86%
	H22	2,511	2,225	89%
	H23	2,885	2,586	90%
加算	H24	2,976	2,661	89%
	H25	3,080	2,720	88%
	H26	3,226	2,923	91%

※平成21年度の交付金申請期間は4ヶ月である。

## (2) 交付金及び加算による介護職員の賃金改善の状況

## ア 交付金及び加算の支給額等

区分	年度	支給額 (A)	賃金改善額	
			総額 (B)	介護職員一人当たり 賃金改善月額
交付金	H21	1,199,652,305 円	1,434,659,758 円	15,990 円
	H22	3,765,858,069 円	4,154,475,576 円	14,499 円
	H23	3,961,557,520 円	4,554,468,761 円	14,912 円
加算	H24	4,155,015,070 円	5,057,558,815 円	15,186 円
	H25	4,384,288,763 円	5,971,463,125 円	15,714 円
	H26	4,522,959,896 円	7,382,274,409 円	17,031 円

※平成21年度は4ヶ月の交付金支給額、賃金改善額となる。

イ 規模別の介護職員一人当たり賃金改善月額

区分	年度	一人当たり賃金改善月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全 体
交付金	H21	12,851円	14,789円	19,658円	14,763円	15,990円
	H22	13,377円	14,568円	14,402円	14,763円	14,499円
	H23	13,007円	14,727円	15,405円	15,183円	14,912円
加算	H24	12,854円	14,864円	15,459円	15,836円	15,186円
	H25	13,744円	15,315円	17,175円	15,383円	15,714円
	H26	13,779円	16,561円	17,229円	17,633円	17,031円

※平成21年度は4ヶ月平均の賃金改善月額となる。

ウ 規模別の介護職員賃金改善後の平均賃金月額

区分	年度	賃金改善後の平均賃金月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全 体
交付金	H21	200,584円	225,402円	242,819円	232,969円	230,349円
	H22	219,230円	233,159円	237,540円	224,144円	231,047円
	H23	214,479円	229,450円	240,802円	223,901円	229,949円
加算	H24	219,277円	227,212円	233,343円	228,590円	228,669円
	H25	216,408円	235,811円	244,479円	226,781円	233,397円
	H26	214,419円	244,552円	240,548円	243,864円	241,846円

※平成21年度は4ヶ月平均の賃金月額となる。

エ 改善賃金の支給方法

区分	年度	一時金(賞与)	基本給の一部 (毎月の手当)	基本給の一部 (毎月の手当) 及び一時金(賞与)
交付金	H21	66.0%	2.5%	31.5%
	H22	63.7%	2.4%	33.9%
	H23	58.9%	2.6%	38.5%
加算	H24	30.3%	33.2%	36.5%
	H25	37.0%	23.6%	39.4%
	H26	41.2%	17.7%	41.0%

3 その他

平成26年度介護職員処遇改善加算の「算定率」、「介護職員一人当たりの賃金改善月額」及び「賃金改善後の平均賃金」について、これまでの交付金及び加算と比較しても、賃金改善の効果が平成26年度においても継続されており、介護職員の待遇改善が図られているが、小規模事業所については改善額が低い傾向が続いている。

[参考]

全国における介護サービス従事者等の所定内賃金の状況

区分	月給の者	日給の者	時間給の者
介護労働者平均 ※1	215.0千円	8,605円	1,104円
全産業平均 ※2	299.6千円	—	男性1,120円, 女性1,012円

※1 (公財)介護労働安定センター平成26年度介護労働実態調査

※2 (厚労省)平成26年賃金構造基本統計調査による全国平均

# 平成 27 年度介護職員処遇改善実績報告書について

各事業所の平成 27 年度介護職員処遇改善実績報告書、提出についての時期や報告書の記載における留意事項等について、次のとおりです。

## 1 提出時期

平成 28 年 7 月 28 日(金) (必着) \*

- 介護職員処遇改善加算の算定要件として「実績報告」を行うこととされております。
- 実績報告の提出を行わない場合は、不正請求として全額返還となります。

\*年度途中に加算の算定が終了する場合は、加算の支払いのあった月の翌々月が提出期限となります。

## 2 実績報告書の記載における留意事項

### (1) 区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額

介護職員処遇改善加算総額に区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額が含まれている場合は、その内訳が分かるよう記載してください。

(例)

介護職員処遇改善総額	1,000,000 円 (内 50,000 円)
------------	--------------------------

### (2) 介護職員常勤換算数及び介護職員に支給した賃金額

実績報告書は、賃金改善実施期間における総数を記載するようになっております。そのため、算定期間が平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の場合、当該期間中の総数となります。

(例) 常勤職員が毎月 10 名従事していた場合  $10 \times 12 = 120$

### (3) 賃金改善の概要

職員の増員や研修参加費については賃金改善に含まれません。

賃金改善項目ごとに、対象職員、金額、支払時期を具体的に記載してください。

また、必ず積算資料を提出してください。

### (4) 他県への充当等を行っている場合

法人一括により、介護職員処遇改善加算を他県へ充当等されている場合は、当該充当額を反映させた介護職員処遇改善総額を記載してください。なお、他県への充当等がある場合は添付書類 2 及び添付書類 3 の提出が併せて必要となりますのでご注意ください。

(例) 広島県加算総額が 1,000,000 円で、岡山県へ 50,000 円充当する場合

介護職員処遇改善総額	950,000 円
------------	-----------

## 3 実績報告書の記載例について

県地域福祉課のホームページで、様式ごとの記載例を掲載しますので、実績報告書等の作成の参考としてください。(掲載場所)

トップページ > 組織でさがす > 地域福祉課 > 介護職員処遇改善加算の届出等について

#### 4 不適切事例とポイント

##### 不適切事例 1

- 介護職員処遇改善加算を介護職員以外の賃金改善に使っている。

##### <ポイント>

- ・加算による賃金改善の対象となる職員は、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師として配置されている者を除く。)又は(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護の介護従事者として勤務した者が対象であり、他の職種のみに従事している者は対象となりません。
- ・管理者、看護職員、生活相談員その他の職種で、当該事業所・施設の人員配置基準を満たした上で、介護業務に従事している場合は、加算の対象となります。〈厚労省 交付金 Q&A 問 12.14 参照〉  
この場合、雇用契約書や辞令等で「介護職員」として位置付けたうえで、毎月作成する勤務表には「介護職員」としての勤務時間を記載しておいてください。また、運営規程を変更する場合には、変更届を提出してください。
- ・法人の役員であっても、勤務表に介護職員として記載した上で、介護職員の業務に従事している場合は対象となります。ただし、「役員報酬」ではなく「給与」が支払われている場合に限りです。

##### 不適切事例 2

- 介護職員処遇改善加算を賃金改善以外に使っている。

##### <ポイント>

- ・対象となる経費は、介護職員の賃金改善(基本給(ベースアップ、定期昇給)、手当(退職手当を除く。))賞与(一時金)等です。他の用途(備品購入費等)や、介護職員以外の賃金等には充当できません。

##### (※)研修に要する参加費、教材費、交通費を介護職員の賃金とできるか?

賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす必要がありますが、この取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれません。また、職場環境等要件に該当する研修以外の研修に要する交通費等は、労使で適切に話し合った上で合意があれば含まれます。〈H27 厚労省 Q&A V01.2 問 42 参照〉

##### 不適切事例 3

- 基本給として支払うべき額の一部に加算を当てており、賃金改善がされていない。
- 通勤手当、住居手当に加算をあてている。

##### <ポイント>

- ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金の項目を特定した上で行います。
- ・平成27年度分からは、「特別事情届出書」の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはいけません。
- ・平成26年度分については、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動することを妨げるものではありません。
- ・賃金改善として認められる手当は、介護職員による介護業務を行った労働の対価として支払われる手当に限るもので、通勤手当、住居手当等にはあてることができません。〈H27.8 厚労省確認事項〉

##### 不適切事例 4

- 非正規職員を正規職員に採用した場合の支給総額の差額分を賃金改善額に充てている。
- 職員を増員し、新規雇用した場合、増員した職員の全額を賃金改善額としている。

##### <ポイント>

- ・非正規職員である場合は非正規職員の(正規職員である場合は正規職員の)賃金水準より改善した金額を賃金改善額と

して計上できます。

- ・新規雇用の際の初任給を改善した場合の改善分については、賃金改善として計上できます。

#### 不適切事例 5

●「介護職員処遇改善加算(介護)」と「福祉・介護職員処遇改善加算(障害)」の両方の算定を受けている事業所において、重複して改善額が報告されている。(職員Aに一時金50,000円支払った場合に、介護と障害サービスのどちらにも賃金改善額50,000円と記載)

< ポイント >

- ・「介護職員処遇改善加算(介護)」と「福祉・介護職員処遇改善加算(障害)」の両方の算定をする場合別々に計画書を作成し、届出を行う必要があります。
- ・賃金改善額を業務従事割合等により介護と障害の事業分で按分して計画書を作成し、重複しないようにしてください。
- ・実績報告においては、賃金改善額を介護と障害の事業分で按分し、改善額を両方の加算に重複して計上しないでください。

#### 不適切事例 6

● 賃金改善実施期間内に支給されていない。

< ポイント >

- ・計画書に賃金改善期間として記載した期間内に、当該年度の加算の総額を上回る金額を、賃金・給与として支給してください。

平成28年度の加算の算定期間は、H28.4～H29.3となるため、「賃金改善実施期間」も原則として4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合は、受けた月)からとなりますが、H27年度も加算を算定している場合には、賃金改善期間が重複しないように設定します。(例:H28.6～H29.5)

「賃金改善実施期間」とは、実際に介護職員の賃金改善を行った月を言います。賃金の支払いが月末締め翌月10日支払の場合、この翌月が賃金改善実施期間の中に入っていなければなりません。

#### 不適切事例 7

● 法定福利費が、賃金改善額に応じた事業主負担の増加分となっていない。

< ポイント >

- ・賃金改善額には次の額を含みます。

○法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、本加算による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分

○法人事業税における本加算による賃金上昇分に応じた外形標準課税の不可償値額増加分

また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができます。なお、任意加入とされている制度に係る増加分(例えば、退職手当共済制度等における掛け金等)は含みません。